

ID: 131

担当部署: 環境課

処分の概要	措置命令等		
例規名 根拠条項	高根沢町墓地条例 第4条第1項		
例規番号	昭和55年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (使用の制限)</p> <p>第4条 町長は、墓地の使用者に対し、その使用について制限若しくは条件を付し、又は維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>2 第1種墓地には、焼骨、遺骨等を埋蔵するものとし、死体を埋葬することができないものとする。</p> <p>3 第2種墓地には、死体を埋葬し、又は焼骨、遺骨等を埋蔵することができるものとする。</p> <p>4 墓地は、埋葬、又は焼骨、遺骨等の埋蔵以外の目的に使うことができない。ただし、碑石、形象類の建設、又は墳墓及び祭祀に伴う使用については、この限りではない。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日